

令和3年度 京都市居住支援協議会 第1回総会 摘録

1 日 時 令和3年3月29日(月) 10:00~11:30

2 場 所 オンライン開催(Zoom)

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会	情報提供委員会	委員長代理	山田 崇博
公益社団法人全日本不動産協会	京都府本部	副本部長	長沢 洋
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	京都府支部	副支部長	石本 浩治
一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会		相談役	岡本 秀巳
京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会		副会長	川田 雅之
一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会		会長	奥本 喜裕
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会	すまい・生活支援部会長	松井 久雄	
京都弁護士会	労働と社会保障に関する委員会	舟木 浩	
ホームネット株式会社	居住支援サービス事業部部長	高月 義博	
一般社団法人きょうのくらしがかり		長谷川 幹	
有限会社 京都くらし支援センター		土岐 美樹子	
株式会社 居場所		小出 享一	
一般社団法人 GreenHand		安 道幹	
株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク		北浦 雄太	
京都府住宅課	計画係 技師	岡本 武士	
京都市住宅供給公社	総務部長兼住宅管理部長	前田 史浩	
京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室	介護ケア推進課長	田中 超	
健康長寿のまち・京都推進室	介護ケア推進課課長補佐	吉井 豊宏	
障害保健福祉推進室	在宅福祉第一係長	小林 治人	
京都市都市計画局	住宅室長	平松 謙一	

【事務局】

京都市都市計画局住宅室住宅政策課	企画担当課長	関岡 孝繕	
	担当	高矢 章裕	
京都市住宅供給公社京安心すまいセンター	センター長	高谷 基彦	
	担当	出雲寺 郁	

3 議事

(1) 令和2年度事業報告及び決算見込みについて(資料3, 資料4)

事務局から「資料3」及び「資料4」について説明を行い、全会一致で承認。質問等はなかった。

(2) 令和3年度事業計画書及び予算について(資料4, 資料5)

事務局から「資料4」及び「資料5」について説明を行い、全会一致で承認。

(質疑応答)

構成員：一般社団法人の立ち上げについて、日程及び出資金等の目途を教えてください。

事務局：具体的な立ち上げ時期や出資金の用途は未定です。国庫補助の期間延長も踏まえ、今年度に検討を行い、令和4年度から活動できるように目指していくところかと考えています。

(3) 京都市高齢者すまい・生活支援事業の空白地域の解消等を目的とした一般社団法人の設立について（資料6）

事務局から「資料6」について説明を行い、全会一致で承認。

（質疑応答）

構成員：一般社団法人を立ち上げて事業を実施するのですか。

事務局：まず、京都市高齢者すまい・生活支援事業ですが、現在、見守りについては社会福祉法人、低廉な住まいの確保については不動産事業者の協力を得て、低廉な住まいと見守りをセットで提供している事業です。

実施地域は、資料6にあるように、社会福祉法人の施設があるエリアで、学区単位で設定していますが、未実施の行政区があること、全区で展開できているのが山科区だけであることが課題となっております。

基本的には市老協を通じて、社会福祉法人の皆様に働き掛けをしていただき、実施地域の拡大を図っておりますが、一方で空白地域からの相談ケースも発生しますので、そういったケースについて、社会福祉法人に個別に対応をお願いする必要があります。そのお願いを一般社団法人が担っていく、それが空白地域の解消に繋がっていくのではないかと考えております。

また、安定した財源の確保に向けて、何らかの事業の実施が必要になりますが、居住支援協議会では、事業の実施が難しいため、一般社団法人を立ち上げることによって、最終的には事業の主体として、色んなことを展開できないかということで、居住支援協議会と連携する一般社団法人を立ち上げてはどうかと考えております。

(4) 京都市高齢者すまい・生活支援事業に参画している社会福祉法人への人件費単価の見直しについて（資料7）

事務局から「資料6」について説明を行い、全会一致で承認。質問等はなかった。

(5) 居住支援法人等との連携の強化について（資料8）

事務局から「資料8」について説明を行い、全会一致で承認。

（質疑応答）

構成員：年1回の総会への参加以外に、作業部会への参加等、連携できることはないでしょうか。

事務局：作業部会については、高齢者すまい・生活支援事業に参画する関係者の会議であるため、改めて、居住支援法人の皆様の意見を伺う場を設けて、そこでの意見を踏まえて、協議会との具体的な連携を進めていくのが良いのではないかと考えます。

構成員：参加するかどうかは各居住支援法人の判断になるかと思いますが、作業部会の開催情報だけでも教えていただけないでしょうか。

会長：今後の対応については検討していきたいと思っております。

4 その他

住居確保について

構成員：高齢者以外でも部屋探しで困っている方は多くいると思いますが、どこへまたはどのように案内すればよいでしょうか。

事務局：協議会で実施しているすこやか賃貸住宅協力店は、主に高齢者を対象としているため、高齢者以外の方の案内は取組の範囲外とはなりますが、すこやか賃貸住宅の協力店に個別に御相談させていただくことが考えられます。

構成員：昨年、精神の障害のある方への対応で大変苦勞しました。現状では何も枠組みもありませんので、今後、居住支援協議会の活動の中で取り込まれるというのは、是非進めていくべきと考えます。

構成員：当社では、基本的にはお部屋探しを一緒にお手伝いしておりますが、自社でも60室を有しており、どうしてもお部屋が見つからない方については、自社物件を案内しております。ただ、支援で大切なのは、入居後です。そのため、見守りについても力を入れております。

入居に困った場合の相談先とおっしゃっていたが、御相談いただければ、一緒に探させていただきます。

居住支援法人の追加認定について

京都府：3月26日（金）に新たに2法人を認定しましたが、この2法人についてはいつ時点で協議会のオブザーバーに追加されるのでしょうか。今回の認定で、京都市内を事業範囲とする法人は8法人になります。京都府全体では15法人となり、ようやく一定の数が増えてきたと感じています。京都府では、来年度以降、府内の居住支援法人の勉強会の場を設定することも考えており、その際には、京都市居住支援協議会と連携できればと思います。

事務局：今年度、大阪府で居住支援法人の勉強会があり、参加させていただきましたが、非常に熱心に議論等をされておられました。是非連携させていただきたいと思います。

追加で認定を受けた2法人につきまして、イレギュラーではありますが、法人がオブザーバーへの参加意思を示すことを前提に、この場でオブザーバー参加の承認を得たいと思います。京都府住宅課から、2法人の概要について、御説明いただけますでしょうか。

（京都府から2法人の概要説明）

事務局：ありがとうございました。各法人が希望されることを前提に、（株）ハチノジ法人与（有）レイバーランドにつきましても、オブザーバー参加を認めるということでのよろしいでしょうか。

構成員：異議なし

後見人が関与する不動産売却について

構成員：本日の内容とは異なるかもしれませんが、後見人が不動産売却に関わる案件において、売買が成功した際に手数料を要求してくることがあります。そういった行為は京都市では厳に慎むようにとされています。当社ではお断りしましたが、他でも同じよ

うに要求している可能性があります。団体等で注意喚起を行う必要があると考えます。
構成員：正規の報酬以外に要求してくるということでしょうか。

構成員：そのとおりです。

作業部会について

構成員：障害分野への事業拡大等の作業部会の立ち上げについて、当初は構成員だけで検討され、その後、居住支援法人の参加という流れで考えられているかと思いますが、手間や会議の視野を広げるためにも、当初から居住支援法人を構成メンバーに入れることを要望します。

会 長：本日は様々な意見をいただきありがとうございました。改めて、横のつながりが大事だと感じました。一般社団法人の立ち上げについては、先に活動されている居住支援法人の皆様の御経験等も踏まえて検討していきたいと考えております。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上